

市第71号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 5 中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第 6 条第 6 項に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の10を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第 3 条の 5 に次の 1 項を加える。

7 令第 8 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100 分の50とする。

第27条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の11」に改める。

第34条を第35条とし、第33条の次に次の 1 条を加える。

（横浜市公園公民連携推進委員会）

第34条 次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、横浜市公園公民連携推進委員会（以下「委員会」

という。)を置く。

- (1) 公園の公民連携の基本事項に関する事。
- (2) 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準及び法第5条の4第3項の規定による選定に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 委員会は、市長が任命する委員8人以内をもって組織する。

3 市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は、市長が定める。

別表第1 入江町公園の項を削る。

別表第2 第1号イの表中

2,500円	3,000円
3,800円	4,700円
5,100円	6,300円
2,200円	2,700円
3,500円	4,400円
4,800円	6,000円
220円	270円
4,400円	5,400円
22円	27円

13円
4,400円
92円
130円
200円
260円
400円
530円
920円
1,300円
2,600円
1,000円
3,500円
2,000円
1,800円
4,400円
370円
1,100円

を

16円
5,400円
110円
160円
240円
330円
490円
650円
1,100円
1,600円
3,300円
1,230円
4,400円
2,450円
2,300円
5,400円
450円
1,200円

に、

」

」

「

500円

」を「

610円

」に改める。

別表第2第2号アを次のように改める。

ア 前号ア及びウに掲げる使用料の額を算出する基礎となる面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

別表第2第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 前号イに掲げる使用料の額を算出する基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表第2の2中

「

神の木公園
入江町公園（プール及び子供用プールに限る。）

」を
「

神の木公園

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の5及び第27条の改正規定並びに第34条を第35条とし、第33条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第2第1号イの規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市公園条例別表第2第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

公園の占用に係る使用料を改定するとともに、都市公園法等の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（公園施設の設置基準）

第3条の5 （第1項から第3項まで省略）

4 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

$\frac{5}{4}$ 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前各項の前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

$\frac{6}{5}$ （本文省略）

7 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

第27条 法 第5条の11 の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。

（横浜市公園公民連携推進委員会）

第34条 次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、横浜市公園公民連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 公園の公民連携の基本事項に関すること。

(2) 法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準及び法第5

条の4第3項の規定による選定に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

2 委員会は、市長が任命する委員8人以内をもって組織する。

3 市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

4 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第35条 (本文省略)
第34条

別表第1 (第7条第1項)

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
(省 略)	
入江町公園	プール 子供用プール
(省 略)	

別表第2 (第16条第1項)

(1) 使用料の基本額

(ア省略)

イ 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する者の納付すべき使用料

種 別	単 位	金 額
第 一 種 電 柱		3,000円 2,500円

電柱その他これに類するもの（支線、支柱及び支線柱を含む。）	第 二 種 電 柱	1 本 1 年につき	<u>4,700円</u> 3,800円
	第 三 種 電 柱		<u>6,300円</u> 5,100円
	第 一 種 電 話 柱		<u>2,700円</u> 2,200円
	第 二 種 電 話 柱		<u>4,400円</u> 3,500円
	第 三 種 電 話 柱		<u>6,000円</u> 4,800円
	そ の 他 の 柱 類		<u>270円</u> 220円
鉄塔		1 平方メートル1年につき	<u>5,400円</u> 4,400円
電線	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	<u>27円</u> 22円
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>16円</u> 13円
変圧塔		1 基 1 年につき	<u>5,400円</u> 4,400円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル1年につき	<u>110円</u> 92円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>160円</u> 130円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>240円</u> 200円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>330円</u> 260円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>490円</u> 400円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>650円</u> 530円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,100円</u> 920円

	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの	<u>1,600円</u> 1,300円
	外径が1メートル以上の もの	<u>3,300円</u> 2,600円
道路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽等で地下に設けられるもの	1平方メートル1 年につき	<u>1,230円</u> 1,000円
標識	1本1年につき	<u>4,400円</u> 3,500円
橋、道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1平方メートル1 年につき	<u>2,450円</u> 2,000円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1基1年につき	<u>2,300円</u> 1,800円
公衆電話所	1基1年につき	<u>5,400円</u> 4,400円
天体、気象又は土地観測施設及び非常災害者収容施設	1平方メートル1 年につき	<u>450円</u> 370円
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル1 箇月につき	<u>1,200円</u> 1,100円
(省 略)		
その他の占用	1平方メートル1 箇月につき	<u>610円</u> 500円

(備考、ウ及びエ省略)

(2) 使用料の端数計算

ア 前号ア及びウに掲げる使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満で満たないもの、またはその面積に1平方メートル未満の端数あるとき、又はその面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

イ 前号イに掲げる使用料の額を算出する基礎となる面積若し

くは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

ウ (本文省略)

エ (本文省略)

ウ (第 3 号省略)

別表第 2 の 2 (第 16 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項及び第 5 項)

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市神奈川区
神の木公園	
入江町公園 (プール及び子供用プールに限る。)	
(省 略)	
(省 略)	